

令和五年十一月五日受領
答弁第六七号

内閣衆質二一二第六七号

令和五年十二月五日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員原口一博君提出会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出会計検査院法第三十条の三の規定に基づく報告書「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和五年十一月二十七日の参議院予算委員会において、鈴木財務大臣が、「食い違いというのはないんだと、こういうふうに思います。私どもとして、例えば、その既定の予算があります。それに予備費から支出をされます。それはもう混然一体となりますわけでありますから、それはその使用というものがはっきりと示すことはこれは事実上できないんだと思います。ただ、一定の仮定を置きまして、・・・その財源選択の順番をこの執行状況に区分してできるといような、まあこれは仮定ですけれども、そういうような工夫が今それぞれ各省庁においてもされておりました、財務省でもそうしたことで説明をしている、表に出しているところがございます。会計検査院の指摘におきましても、実務上の取扱いとして予備費の執行状況を区別できるようになっていたということも、同じようなことを言っているんだと私は理解しております」と答弁しているとおりである。

二について

お尋ねについては、令和五年九月十五日に、会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の規定に基づき会計検査院長から参議院議長に対して報告された「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」において、予備費の使用の決定により「配賦された予算を執行するに当たっては、予備費の使用及び予備費使用相当額の執行を適切に行うとともに」、「予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業ごとに、事業予算全体の執行状況と併せて、その内訳として予備費使用相当額の執行状況を公表すること」などに「留意するなどして、予備費使用相当額の執行状況等の公表の在り方について引き続き検討し適時適切に国会及び国民への情報提供に取り組んでいく必要がある」との所見が示されていることを踏まえ、予備費を使用した予算の執行状況等について、各事業の所管府省庁において、引き続き、適切な情報提供を行い、国民に対する説明責任を適切に果たしていくことが重要であると考えている。